

中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や消費促進の取組、3密防止に要する経費の一部を補助することにより、本道における感染抑制と地域商業活性化の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 商店街を構成する団体のうち法人格を有する商店街組織
- (2) 商工会、商工会議所を中心とした団体
- (3) 同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体。ただし、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 感染拡大防止・消費促進支援事業
 - ・補助対象者が構成員等へ配布する衛生用品・清掃用具・感染防止のための消耗品
 - ・補助対象者が消費者に注意を促すための広報物の作成・広告経費
 - ・補助対象者が感染拡大防止のため、第三者に委託する経費
 - ・補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係る経費
 - ・補助対象者が発行する商品券、クーポン等に係る印刷、発送、広告に係る経費
 - ・補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係る経費ただし、回復期において実施することとし、感染拡大防止に配慮すること
- (2) 共用施設等整備事業
 - ・補助対象者が運営する共同施設における3密を防ぐための施設整備費

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助対象経費	補助率	限度額
報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、施設整備費、備品購入費、委託費、役務費、手数料	3/4以内	100万円

(補助金の交付の申請)

第6条 申請者は、所在する市町村を経由し、総合振興局長等に対し、規則第3条並びに運用方針第3条関係の1の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
 - (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
 - (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
 - (4) 経済第11号様式 事業予算書
 - (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
 - (6) その他総合振興局長等が必要と認める書類等
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第2号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 総合振興局長等は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第8条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ経済第12号様式による補助事業等変更申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成により効率的にする場合
 - (2) 補助対象経費の費目の内容相互間における増減であって、交付の決定の際における補助対象経費の総額の20パーセント以内で増減する場合。
- 2 総合振興局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 総合振興局長等は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、

補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総合振興局長等の承認を受けなければならない。

ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

6 総合振興局長等は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(工事完成届)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届（経済第18号様式）を総合振興局長等に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は3月5日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

(1) 経済第2号様式 事業実績書

(2) 経済第20号様式 補助金等精算書

(3) 経済第22号様式 事業精算書

(4) 第11条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し

(5) その他総合振興局長等が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業の中に第11条第3項に規定する処分制限に規定する処分制限財産を有し、同条第4項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第15条 総合振興局長等は、第13条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付の条件)

第17条 総合振興局長等は、前条による補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、第11条3項を付すものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。